

2011年6月27日

宮城県

知事 村井 嘉浩 様

宮城県教育委員会

教育委員長 大村 虔一 様

教育長 小林 伸一 様

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

仙台市青葉区大町二丁目5-10

御譜代町ビル3階 305号室

代表世話人

青木 正芳 (元・日本弁護士連合会副会長)

小澤 かつ (宮城県母親大会連絡会会長)

北村 龍男 (宮城県保険医協会理事長)

高橋 治 (社会福祉法人仙台ビーナス会理事長)

綱島不二雄 (元・山形大学教授・農業経済)

日野 秀逸 (東北大学名誉教授・医療経済)

宮野 賢一 (仙台市緑ヶ丘被災者の会)

森 久一 (元・山元町長)

### 「東日本大震災」により被災した児童生徒の 健康と安全、教育環境の整備等に関わる緊急要請書

「東日本大震災」により、宮城県内の多くの子ども、保護者、教職員と学校・教育施設設備は大きな被災を受けました。そして、福島原発事故により子どもたちや保護者に多くの不安を与えています。

3. 11以来3ヶ月が過ぎ、大小の余震が続く中で、教育環境の整備、復興にむけた関係者の努力により、多くの学校では困難を少しずつ乗り越え、南三陸町の5月10日を最後に県内の学校は再開されました。

しかし、このような状況の下で、児童生徒の給食、就学援助、通学などや安全と健康に関わる問題が表面化してきています。

下記の課題について、緊急に必要な措置を講ぜられるよう要請します。

#### 記

#### 1 子どもの健康・安全確保について

##### (1) 給食に関わる問題について。

①児童生徒の給食が簡易給食になっている学校に対し、何らかの手立てを講ずるよう県として一段の努力をし、栄養に偏りができないように市町村教委と協議すること。

②弁当や補食を持参している学校においては、それを持ってこれない児童生徒に対

する対策を県の責任で講じること。

- (2) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県内のすべての幼・保・小・中・高校での測定の実施と放射能測定の箇所を増やすとともに、情報を毎日公開し、安全確保のための対策マニュアルを早急に作成して、学校に周知すること。
- (3) 平成 23 年 5 月 27 日、文部科学省は、「福島第一原発事故の後、学校の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の暫定的考え方で示した年間 1 ミリシーベルトから 20 ミリシーベルトを目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間 1 ミリシーベルト以下を目指す。」としました。

県内の市町村での測定値から計算すると年間 1 ミリシーベルトを超える園庭・校庭や公園が存在します。

しかし、各市町村とも年間 20 ミリシーベルトを基準に問題がありませんとしています。県教委育委員会として幼児・児童・生徒の放射能被曝を少しでも減らすための施策を早急に検討し、市町村教育委員会・学校に示すこと。

- (4) 被災地のがれき及び汚泥の粉じん、そして悪臭、さらにはハエやカなどの大量発生に伴い児童生徒の学習・衛生環境が劣悪な状況下におかれているところもあり、以下のことを県の責任で実施することを求めます。

- ① 児童生徒が屋外で活動を制限されないよう早急な対策を県の責任で立てること。
- ② 室内への悪臭やハエ・カ等の侵入を防ぐために網戸の取り付けと空気清浄器及び空調設備を設置すること。

## 2 子どもの生活支援について

- (1) 被災を受けたすべての小中学校の児童生徒が就学援助を受けられるよう市町村教育委員会に対する指導を行ない、被災児童生徒に対する就学援助受給が市町村間で格差が出ないようにすること。

また、児童会費、生徒会費、PTA 会費、部活動費なども支給項目にすることを指導すること。

- (2) 被災した児童生徒の学校で使う学用品は支給されていますが、家庭学習用の辞書類などは家庭の責任にされています。被災地の学校に調査を行い家庭学習の参考書および辞書類を支給できるようにすること。

- (3) 被災地及び家計急変の生徒に対する奨学金貸付は給付制とすること

## 3 児童・生徒の通学について

- (1) 被災した児童生徒は、避難所、仮設住宅や借り上げ住宅、親戚の家などに分散するなか、元の学校に通学しています。スクールバスや公共の交通機関だけでなく、遠距離の自家用車による通学やタクシーなどの通学に対して交通費が支給するように市町村教委を指導すること。

- (2) 東日本大震災により JR や南三陸鉄道、公共交通機関が利用できない高校生が安心して学習できる機会を保障するために、仮設の寄宿舎を建設すること。

## 4 この要請書に対する回答を 7 月 10 までに文書でお願いします。